

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の休業給付を支給しない旨の処分及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労災保険法による未支給の療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業職として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日早朝、出勤するとして軽自動車を運転して自宅を出発したところ、走行中、交差点付近で壁に激突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

被災者は、同日、C病院に受診し「多発肋骨骨折等」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、D病院に転医し、入院加療していたところ、同年〇月〇日、自宅において縊死した。死体検案書によると、「死亡したとき 平成〇年〇月〇日午前〇時頃」、「直接死因 縊死」とされている。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に未支給の療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第7条第2項によれば、通勤とは、労働者が、就業に関し、移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされているので、以下、検討する。

(2) まず、労災保険法第7条第2項に規定する「就業に関し」とは、移動行為が業務と密接な関係をもって行われることを必要とする趣旨を示すものと解することが相当である。

この点、請求人は、本件事故当日（平成〇年〇月〇日）に、被災者は、顧客のところへ向かうために、通常より1時間早い「朝4時過ぎ」に早朝出勤した旨述べている。しかしながら、①E社長は「社会保険労務士F氏あて送付されたとされるメモ書き」に、「事故を起こした朝5時に家を出ないといけないような出勤時間は指示しておりません」と記載していること、②Gは、平成〇年〇月〇日の本件家宅捜索の際に、従業員の顧客リスト等の書類は全て押収され、新たな営業が禁じられたことから、同月〇日からは、午前〇時までに出勤すればよく、被災者の業務も電話対応業務のみであった旨述べていることなどを鑑みると、当審査会としても、被災者が、本件事故当日に、午前4時過ぎという早朝に家を出たことが、就業のためであったとみることはできないものと判断する。

なお、請求代理人は、本件家宅搜索以降、被災者が、会社に待機して所定就業時間内に電話対応するだけだったはずがない旨主張しているが、このことを客観的に裏付ける資料はなく、また、早朝に顧客と会う等、仕事であったことをうかがわせる何らの事情も見当たらないことから、同主張を採用することはできない。

- (3) 次に、労災保険法第7条第2項に規定する「合理的な経路」であったか否かも検討すると、請求代理人は、被災者の自宅から、H市街部の渋滞緩和のために設けられた「Iトンネル」を通過し、会社に至るまでの経路は「合理的な経路」として認定されるべきである旨主張するが、上記(2)のとおり、請求人は、被災者は通常午前5時頃に家を出ているとし、事故当日はさらに早く家を出ていると述べていることから、当該時間帯に、渋滞が発生することは一般的に考え難く、同主張はIトンネルを選択したことの論拠とはなり得ないものである。

さらに、請求人らは、被災者は、忘れ物に気付き、出発地に戻る経路で本件事故に遭った旨述べているが、事故(災害)報告書からは、被災者は、自宅所在地とは異なる方向から、会社所在地の方面へ走行中に本件事故に遭ったことが確認できるものであり、自宅へ戻る過程にあったとも、会社に向かう途中であったとも認め難く、いずれにしても、本件事故が合理的な経路で発生したものと認められないものである。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が、請求人に対してした未支給の療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。